

瑞穂町行政評価委員会 第6回補助金等審査分科会 次第

日 時 平成25年1月25日(金) 午前10時

場 所 瑞穂町民会館第1会議室

1 開会

2 議題

議題1 補助金等審査

(審査事項)

2.4 審査 1 瑞穂町の住宅関連助成・補助制度

(新設)住宅耐震診断費助成事業【地域課】

(新設)住宅耐震改修費助成事業【産業課】

(新設)簡易耐震改修費助成事業【地域課】

(改定)住宅改修等補助事業【産業課】

(改定)住宅用環境配慮型機器購入費【環境課】

(報告事項)

2.4 報告 1 新規就農者確保事業費補助金【産業課】

3 その他

瑞穂町行政評価委員会第6回補助金等審査分科会

審査及び報告事項一覧

1 審査及び報告事項（2件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
2 4 審査- 1	住民部 地域課 環境課 都市整備部 産業課	瑞穂町の住宅関連助成・補助制度	2
2 4 報告- 1	都市整備部 産業課	新規就農者確保事業費補助金	3

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町の住宅関連助成・補助制度
担当部署	住民部 都市整備部
1 提案概要	<p>瑞穂町耐震化改修促進計画（平成24年3月策定）に掲げる住宅の耐震化の目標を達成するため、「住宅耐震診断費助成事業」、「住宅耐震改修費助成事業」、「簡易耐震改修費助成事業」を創設します。</p> <p>制度実施に当たり、既存の「住宅改修等補助事業」、「住宅用環境配慮型機器購入費助成事業」と整理統合を行います。</p>
2 制度内容	<p>1 【新設】 住宅耐震診断費助成事業（担当：住民部 地域課）</p> <p>（1）助成対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築を着工した、町内に存する木造一戸建て建築物のうち、延べ床面積の2分の1以上を居住の用途に供しているもの</p> <p>（2）助成対象者：以下の要件をすべて満たす個人 申請日において町内に住所を有すること 自己の居住の用途に供する助成対象住宅を所有すること 町税、及び国民健康保険税の滞納がないこと</p> <p>（3）助成額 助成割合：耐震診断に要した経費の2分の1 上限額：10万円 予算措置：申請15件分（総額150万円）</p> <p>（4）国からの補助 補助割合：事業費の3分の1以内で町の補助金の2分の1以内</p> <p>2 【新設】 住宅耐震改修費助成事業（担当：都市整備部 産業課）</p> <p>（1）助成対象住宅：以下の要件をすべて満たすもの 1の住宅耐震診断費助成制度に同じ 耐震改修を行う前に耐震診断を受け、その評点が1.0未満であること 耐震改修を行った後の評点が1.0以上となること 行われた耐震改修が建築基準法等の規定に違反していないこと</p> <p>（2）助成対象者</p>

1の住宅耐震診断費助成制度に同じ

(3) 助成額

助成割合：耐震改修に要した経費の2分の1

上限額：100万円

予算措置：申請5件分（総額500万円）

(4) 国からの補助

1の住宅耐震診断費助成制度に同じ

3 【新設】 簡易耐震改修費助成事業（担当：住民部 地域課）

(1) 助成対象住宅：以下の要件をすべて満たすもの

2の住宅耐震診断費助成制度の に同じ

以下のアイのいずれにも該当すること

ア そこに居住する世帯の年間所得額が200万円以下であること

イ そこに居住する世帯が、助成の申請の日において65歳以上の者（以下「高齢者」という。）または未成年者、あるいは身体上の障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表5号の1級又は2級の者で構成されること

(2) 助成対象者

1の住宅耐震診断費助成制度に同じ

(3) 助成額

助成割合：耐震改修に要した経費の10分の6

上限額：50万円

予算措置：申請5件分（総額250万円）

(4) 都からの補助

補助割合：費用の4分の1以内、かつ、町の助成額から国の補助額を控除した額の2分の1以内

上限額：7万5千円

4 【既存】 住宅改修等補助事業（担当：都市整備部 産業課）

(1) 補助対象住宅

町の区域内にある、個人住宅（自己の居住の用に供する住宅）、併用住宅（建築物に個人住宅の部分及び自己の居住の用に供する部分以外のものがある住宅）及び集合住宅

(2) 補助対象者：以下の要件をすべて満たす個人

申請日において町内に住所を有すること

補助対象住宅に居住すること（所有者でない居住者については、所有者か管理者から改修についての承諾を得ること）

市町村民税の滞納がないこと

(3) 補助対象事業

20万円(消費税・地方消費税相当額除く)以上の費用を要し、次の～のいずれかに該当するもの

個人住宅の改修工事

併用住宅における個人住宅部分の改修工事

集合住宅における個人住宅部分の改修工事

バリアフリー対応型改修工事及び通路面の改修工事

(4) 補助額

補助割合：改修工事の見積書又は改修工事完了後の工事額のいずれか少ない額の10分の1

上限額：7万5千円(平成24年度：10万円)

予算措置：想定申請件数100件、平成25年度当初予算額案750万円

(5) 国や都からの補助

利用無し

5 【既存】 住宅用環境配慮型機器購入費助成事業(担当：住民部 環境課)

(1) 助成対象住宅

町内に存する建物のうち、床面積の2分の1以上を居住の用途に供しているもの

(2) 助成対象者：～の要件をすべて満たし、かつ、～の要件に該当しない者

町内に住所を有するもので、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき記録されている者

自ら居住する住宅に新たに住宅用環境配慮型機器を購入し、設置した者又は住宅用環境配慮型機器の設置された住宅を新たに購入した者

納期の到来している町税及び国民健康保険税(他の市町村(特別区を含む。))において徴収するものを含む。)を完納している者

設置した住宅用環境配慮型機器が設置当時未使用品であること

販売又は賃貸借の目的で住宅を建築(改築を含む。)する者(居住の目的で当該住宅を購入する者が現に存在するときを除く)

賃貸住宅に対して住宅用環境配慮型機器を設置しようとする者

既に同一の住宅に住宅用環境配慮型機器を対象としてこの助成金が交付された者又はその者と同一の生計にある者

(3) 助成額

助成対象機器	助成金額	上限額	想定件数	予算額
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	購入金額の10分の1	4万円	15件	60万円
潜熱回収型給湯器	同上	2万円	20件	40万円
ガス発電給湯器	同上	4万円	0件	0万円
太陽光発電システム	3万円に当該補助対象機器の最大出力キロワット数を乗じて得た額	12万円 (平成24年度15万円)	45件	540万円
合計(平成25年度当初予算額)			640万円	

(4) 国や都からの補助
利用無し

3 各補助・助成事業間の関係

それぞれの助成事業は、密接に関連する事業と位置づけ、同一の住宅に関する同時の申請を可能とします。

費用算出の内訳が区別できる場合であれば、国や都の助成を利用した助成事業と町単独での助成事業の対象が同一家屋であっても問題はありません。制度実施に当たっては、国・都の補助制度を極力活用するよう要望を行います。

4 各事業予算一覧

事業名	平成24年度 当初予算	平成24年度 決算見込額	平成25年度 当初予算要求額
住宅改修等補助事業	750万円	907万3千円	750万円
住宅用環境配慮型機器購入費助成事業	680万円	1,350万円	640万円
住宅耐震診断費助成事業			150万円
住宅耐震改修費助成事業			500万円
簡易耐震改修助成事業			250万円
合計額	1,430万円	2,257万3千円	2,290万円

5 町民への周知・啓発

広報4月号に情報を掲載する(地域課が担当)。

地域課、産業課(商工会含む)、環境課、都市計画課、福祉課、高齢課が、各課に住宅に関する工事の助成制度について尋ねてきた町民に対して、自らの担当する助成制度のみならず、関連助成制度としてこれら制度の紹介を行う。

6 スケジュール

平成25年

1月 平成25年度当初予算案に計上

3月 補助制度要綱制定

4月 補助制度事業開始

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	新規就農者確保事業費補助金		
担当部署	都市整備部	産業課	農政係
担当者名	石塚 幸雄		
補助対象	瑞穂町農業振興等事業実施要綱に準ずる農業経営者等		
規程等	戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（国） 新規就農総合支援事業実施要綱（国） 東京都新規就農者確保事業実施要綱（東京都） 瑞穂町農業振興等事業実施要綱（町）		
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>国は、農業・農村における高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」を解決していく事が必要であることから平成24年度より新規就農者に対し、年額150万円を給付する事業を開始しました。</p> <p>これにあわせ都では東京都新規就農者確保実施要綱、町では新規就農者確保事業費補助金を創設し、支援していくものです。</p>		
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して経営開始型の青年就農給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るものです。</p>		
補助金額	<p>1人あたり年間150万円、夫婦の場合は225万円とし、給付期間は最長5年間（平成23年度以前に経営を開始したものにあっては、経営開始後5年度目分までとなります。）</p>		
補助割合	国補助	東京都補助	町補助
	10/10	0/10	0/10
実施期間	平成24年度より最長5年間		
その他	<p>事務手続きの流れ 国（関東農政局） 東京都 瑞穂町 給付対象者 * 補助金の給付は町から給付対象者になります。</p>		